

令和8年度 砂利採取業務主任者試験案内

1 試験の日時

令和8年11月13日（金曜日） 午前10時開始：正午終了（120分）

注）試験開始時15分前までに試験場に到着、着席してください。なお、試験開始30分経過後の入室は認めません。

2 試験会場

山口市滝町1番1号 山口県庁本館棟8階 産業労働部1号会議室

3 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はありません。

4 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

5 受験手続

(1) 窓口及び郵送による申込み

① 出願方法

受験願書に必要な事項を記入し、納付済証又は山口県収入証紙及び写真を添付の上、申し込むこと。

受験手数料	○ 手数料収納窓口による納付 ・ 8,000円を手数料収納窓口（県税事務所、市役所、町役場、県庁2階売店（ローソン）等に設置）にて納付し、納付済証を受験願書の所定の欄に貼ること。 ○ 山口県収入証紙による納付 ・ 8,000円に相当する山口県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼ること。（山口県収入証紙の販売は令和8年9月30日まで。） ・ 日本政府発行の収入印紙とは異なりますのでご注意ください。 ・ 消印はしないこと。
写真	・ サイズは縦6cm×横4cm、所定の欄に貼ること。 ・ 受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像（無帽）のもの。 ・ 裏面に撮影年月日、氏名（フリガナ）、年齢（生年月日）を記入のこと。

② 受験申込みの受付期間

- ・ 令和8年10月1日（木曜日）から10月30日（金曜日）（土曜日・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 郵送の場合は、令和8年10月30日（金曜日）までの消印があるものは、有効とする。

③ 受験願書の請求方法

- ・ 郵送で請求の場合、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書〇部請求」と朱書き、請求部数に応じた金額（下記参照）に相当する返信用切手を貼付した宛先明記の返信用封筒（縦33.2cm×横24cm、角形2号）を同封すること。

【返信用封筒に貼付する切手の金額】

1部 140円 2～3部 180円

(2) インターネットによる申込み

① 出願方法

やまぐち電子申請サービスにおいて、必要事項を入力し申し込むこと。

受験手数料	・ 8,000円を以下の方法にて納付すること。 クレジットカード／コンビニ払い／PayPay、Pay-easy ・ すべて一括払いとする。 ・ 利用可能なクレジットカードは以下の通り。 VISA、Mastercard®、JCB、American Express、Diners Club ・ 詳細については、受験申込後、納付方法についてのメールを送付するので、該当メールの案内に従って納付手続きを行うこと。
写真	・ ファイルサイズは1ファイルあたり10MB以下、ファイル形式は、「.png」「.jpg」「.jpeg」のいずれかとする。 ・ 受験申込前6月以内に撮影した正面上半身像（無帽）のもの。

② 受験申込の受付期間

pp 令和8年10月1日（木曜日）午前8時30分から令和8年10月30日（金曜日）午後1時59分まで

6 合格発表

合格者の発表は令和8年11月27日（金曜日）とし、合格者の受験番号を県産業政策課のホームページに掲載する予定です。また、合格した受験者に文書で通知する予定です。（電話等による合格者の照会には一切応じません。）

7 受験願書の受付・請求先、この試験のお問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県産業労働部 産業政策課 産業資源班（県庁8階）

電話：083-933-3155（直通）

8 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や、発熱、咳、強い倦怠感（だるさ）、喉の痛み等の症状があるなど感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。
- ・ 障がいがある受験者が可能な限り適切な環境で受験できるよう、試験の公平性を確保できる範囲で配慮します。このような配慮が必要な方は、できる限り早い時期に上記問い合わせ先までご相談ください。